

第 2 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成15年11月26日(水)
午後2時00分～3時40分
場 所 金島ふれあいセンター

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員46名・参与4名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橘村長
委員	2号委員 (助役等)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村収入役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		高橋 寿男	伊香保町議会選出議員
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		角田 皇	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
		狩野 富雄	赤城村議会選出議員
狩野 義雄	北橘村議会議長		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員		
楯 信一	北橘村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏名	備考
	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長
		町田久	渋川商工会議所会頭
		飯野照男	渋川市農業委員会会長
		山口源一郎	伊香保町区長会会長
		長竹佳子	伊香保町婦人会会長
		木暮敬治	小野上村商工会会長
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石関吉幸	子持村商工会会長
		小澤一二	子持村農業委員会会長
		木暮政光	赤城村商工会会長
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長
		永井俊嗣	赤城村区長会会長
		萩原吉久	北橘村区長会会長
		高橋新吉	北橘村商工会会長
		小泉隆雄	北橘村農業委員会会長
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	小野宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
	参 与		角田 登
		真下 誠治	群馬県議会議員
		高橋 祐司	渋川行政事務所長
		伊藤 一秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長

欠席委員等（委員4名・参与2名）

委 員	3号委員	後藤 邦夫	子持村議会選出議員
	4号委員	千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
	5号委員	桜井 芳樹	渋川地区医師会会長
		戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授
参 与		大林 喬任	群馬県議会議員
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	狩野 和夫	企画課長
伊香保町	高橋 義明	企画観光課長
小野上村	平方 敏治	企画観光課長
子持村	鴻田 恵二	企画課長
赤城村	樺澤 常雄	企画課長
北橋村	小泉 彰晴	企画財政課主査

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉原 康之	事務局長
渋川市	五十嵐 研介	事務局次長
渋川市	福島 泰利	総務GL (グループリーダー)
渋川市	笹原 浩	計画G (グループ)
渋川市	灰田 幸治	調整G
伊香保町	藤岡 孝広	計画GL
小野上村	飯塚 玄浩	調整G
子持村	寺島 剛	総務G
赤城村	須田 茂之	計画G
北橋村	萩原 一夫	調整GL

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	4社4名	
一 般	6名	
合 計	10名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第11号 新市建設計画策定業務委託契約の締結について

協議事項

議案第7号 協議項目1「合併の方式に関する事」

議案第8号 協議項目2「合併の期日に関する事」

議案第9号 協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」

開 会（午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第2回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、渋川地区市町村任意合併協議会の会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。委員の皆さん方におかれましては、大変ご多用の中協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本協議会も10月5日に第1回の協議会を開催されまして、本日は第2回目の協議会になったわけでありまして。本日は、合併の方式に関する事、そして合併の期日に関する事、さらに新市の事務所の位置に関する事など、合併にかかわる基本的事項につきましてご協議をお願いするところでありまして。今回以降具体的な協議に入っていくこととなりますが、6市町村の委員さんがそれぞれ対等の立場で本音の議論をしていただきまして、その協議内容を住民の皆さんへ情報提供していくという本協議会の担う役割の重要性を再認識していただきまして、議論を深めていただきますようお願いいたしまして、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくようお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして、報告事項、協議事項等の議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいただきますので、市町村名とお名前を述べていただきまして、ご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりまして、会長の木暮渋川市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は46人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

なお、事務連絡ですが、当ホールにおきましては、飲食の禁止となっておりますので、お茶等をお出しすることができませんが、お帰りの際にお渡しいたしますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） それでは、規定によりまして、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

まず最初に、会議録署名人の指名であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いする

ことといたしまして、前回は渋川市の桑島助役をお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして、伊香保町の村尾助役をお願いしたいと思います。ご承認願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ありがとうございます。それでは、ご承認いただきました会議録署名人につきましては、村尾助役をお願いをいたします。

それでは、早速であります、議事に入らせていただきます。

報告第11号 新市建設計画策定業務委託契約の締結

議長(木暮治一君) 次第3の報告事項、報告第11号 新市建設計画策定業務委託契約の締結についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長(吉原康之君) それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第11号を説明します。「新市建設計画策定業務委託契約の締結について」新市建設計画策定業務委託契約の締結について、下記の各項目の説明に入る前に、新市建設計画策定の趣旨等につきましてご説明いたしますと、これは新市の将来のあるべき姿、つまり将来構想であります、この将来構想とこれに基づきます新市建設計画の基本方針、建設の根幹となるべき事業、公共施設の統合及び財政計画などにつきまして定めるものであります。本協議会にはもちろんであります、今後関係住民などの意見等をお聞きしながら、策定作業を進めることによりまして、最終的には本協議会において決定をしていただくこととなります。

それでは、各項目についてご説明いたします。まず、1の契約の目的であります、新市建設計画の策定であります。

2の契約の方法であります、括弧内に記載の地方自治法施行令に基づきまして、随意契約といたしました。多くの契約におきましては、金額の多寡のみで選定をいたします競争入札によることが通常であります、本策定業務につきましては、業者の有する創造性や高度の技術、さらには豊富な経験などを必要とすることから、随意契約といたしましたものであります。

3の契約の日であります、平成15年11月18日であります。

4の契約金額は、493万5,000円であります。これには括弧内にありますように、消費税23万5,000円を含むものであります。

5の契約の相手方であります、東京都千代田区平河町1-2-10、ランドブレイン株式会社代表取締役、吉武祐一であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（木暮治一君） それでは、説明が終わりましたので、報告第11号につきましてご質問等がございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 渋川市の新井と申します。この報告のことじゃないんですけども、報告のことも今後に関係すると思うんですが、今後の事務事業のスケジュール、当初当面の事務事業のスケジュールについては、9月、10月のスケジュールを私は知っているんですけど、それ以降のスケジュールについてはちょっとわからないんで、当面のスケジュールについてこの新市建設計画の業務委託は当初は10月の20日過ぎごろというふうに書いてあったんで、きょうはこれは11月の18日に随意契約を結んでおりますが、ですから今後の事務事業のスケジュールについてはその辺この報告とは直接は関係ありませんけども、この事務事業のスケジュールについては、この随意契約したこれが大体何年の何月という、そういうのも多分スケジュールにあると思うんですけど、その辺のスケジュールがどうなっているんだか、ちょっと聞きたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 前回の会議で、当面のスケジュールというふうなことで、お話のとおりご説明をさせていただきましたが、全体のスケジュールにつきましては、本協議会に整理したものはまだ出しておりませんので、今後会議の第3回目になると思いますが、全体のスケジュールを示して、事務事業等の進捗状況をご理解いただけるようなことで整理をした資料を提出したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） そういうことで、よろしくお願いしたいと思いますし、また何年の何月にこれができ上がるんか、そのでき上がる前に素案の段階で我々にも新市建設計画の内容について素案の段階で示されて、そこでもまた質疑を行うことができるのかどうか、その辺もお聞かせください。

以上。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 今回は、契約締結についての報告ということでご説明を申し上げたわけでありましたが、今後この決定いたしました業者と、ただいまお話しになりましたスケジュール等につきましては、我々の方の原案も基本的にはあるわけでありまして、今後これは近いうちであります、業者と調整するような時間もありますので、その辺は今後スケジュールを決めた上で改めて第3回の協議会等で説明をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお

願いたいと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに特にないようでありますので、お聞き取りいただいたということで、次に第4の協議事項に入りたいと思います。

議案第7号 合併の方式

議長（木暮治一君） 議案第7号 協議事項1「合併の方式に関する事」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） 資料の3ページをごらんいただきたいと思います。議案第7号 協議項目1「合併の方式に関する事」につきましてご説明をいたします。

協議項目1「合併の方式に関する事」につきまして、次のとおり定めるものであります。末尾に記載のとおり、合併の方式は新設合併とするものであります。

5ページをお願いいたします。これは、議案第7号の参考資料でありまして、表題にありますとおり、本協議会の調整調書であります。まず、調整の方針であります。先ほど議案の説明で申し上げたとおり、合併は新設合併とするものであります。調整の理由につきましては、右側の調整理由、課題という欄がありますが、これまでの経緯を踏まえまして、6市町村が対等の立場で住民福祉の増進を目指し、新しいまちづくりを進めるという共通認識のもとで新設合併とするものであります。

それから、現況の欄であります。合併の方式には新設合併と編入合併がありますが、方式によって事務手続に大きな違いが出ることとなります。その違いを見るために、ここでは左側の欄にあります各項目につきまして、新設合併の場合と編入合併の場合を比較したものであります。新設合併の場合を中心に説明をいたしますと、まず、の定義について見ますと、新設は2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くとするもので、市町村の数の減少を伴うものであります。編入は市町村の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村数の減少を伴うものであります。

の法人格につきましては、新設の場合について見ますと、合併市町村の法人格はすべて消滅し、新たに市町村が設置されるわけであり。編入の場合では、編入される市町村の法人格のみ消滅いたしまして、編入市町村の法人格は存続するわけであり。

次の からであります。までが特別職及び一般職員の身分に係るものであ

ります。以下、新設について見ていきますと、まず でありませんが、市町村長の身分に係るものでありますが、原則合併市町村の長はすべて失職いたしまして、50日以内に選挙を行います。この場合の特例でありませんが、新たに新市町村長が選出されるまでは、合併市町村長の中から協議で職務執行者を置くこととなります。

の選挙管理委員につきましては、市町村長の場合と選挙関係以外では同様でありまして、特例については、新市町村議会で選挙されるまでの間は、合併市町村の選挙管理委員の互選によりまして選任をされます。

でありませんが、原則合併市町村の議員はすべて失職いたしまして、新設市町村の議員の定数により、50日以内に選挙となります。これには定数特例と在任特例がありまして、定数特例では議員の定数を2倍以内まで増加できまして、在任特例では合併後2年以内に限り選挙を行わず、合併市町村の議員がそのまま新市町村の議員として在任できることとなります。

でありませんが、原則合併市町村の農業委員は、すべて失職いたします。この場合の特例でありませんが、選挙による委員は、10人から80人の範囲で合併後1年以内に限り新市町村の農業委員として在任できます。80人を超える場合には、選挙委員全員の互選により選挙委員を互選することになっております。

でありませんが、原則合併市町村の特別職はすべて失職いたしまして、新市町村で新たに選任をいたします。これについては、特例はありません。

でありませんが、合併市町村の職員はすべて身分を失います。これにつきましては、特例で一般職の職員は身分を保有するよう措置されます。

最後の でありませんが、合併市町村の条例、規則等は、すべて失効いたしまして、新たに制定することとなります。

次の7ページをお願いいたします。ただいまごらんいただいている表は、最近の事例ということで、新たに合併した自治体の合併の協議開始から合併までどの程度の期間を要したか等を見るために整理したものであります。上段の新設について見ますと、短いところでは新設の欄の表のしたから2行目でありましたが、平成15年5月1日に二つの町が合併いたしました瑞穂市という例がありますが、この例では7カ月、そのすぐ上の平成15年4月1日に四つの市及び町で合併をいたしました周南市の例がありますが、10カ月となっております。これは、表にありますように法定協議会からの期間でありますので、その前に任意協議会等の活動があったかどうかにつきましては不明であることから、詳細はよくわかりません。長いところでは、新設の上から5行目になりますが、平成15年4月1日に五つの町村で合併をしたあさぎり町の例及びその下の二つの市同士で合併をいたしました静岡市の例では、それぞれ60カ月を要しております。全体を押しなべてみますと、平均的には30カ月ほど要しております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第7号につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野と申します。よろしく申し上げます。

新設合併そのものについては賛成なんですけど、一つご提案を申し上げたいと思います。私のこの提案については、きょうどうこうということではなくて、もし取り入れていただければ、さまざまな機関の中で検討をしていただいて、次回以降少なくとも組織等にかかわる問題が今後出てくるわけでございますので、その中で取り上げていただけるかどうかということをご検討していただければ結構だというふうに思います。

提案というか、一つの要望でございますけれども、それでは申し上げます。この渋川地区の市町村合併、この7ページの例にありましたように、この中でも6市町村ということで、かなり多くの市町村の合併ということでございます。いわばそういった意味で合併をした場合に、かなり各市町村のさまざまな思惑なり、意見なり、そういったものが合併後にも当然出てくるわけでございますので、そういった意味では融合といいますか、この6市町村の融合というのに少し必要な時間、多くの時間が必要なんじゃないかと、こういうふうに考えられます。そういった中で、いかにソフトランディングをやっていくかということが今後のもし新しい新市ということになれば、重要な部分があるだろうというふうに考えます。

したがって、これから申し上げますことは、私の発想というよりも、早稲田大学の佐々木信夫先生という方が提起していらっしゃる、もちろん皆さん方ご研究なさっていらっしゃるというふうに思いますけれども、実は特別副市長制というものをひとつご検討いただけないかというふうに思います。この市町村長の身分ということで、当然新しい市長ということが選出されるわけでございますけれども、この6市町村の地域の融合を図るために、いわゆる旧町村と申しますか、そこからその旧町村のさまざまなご意見と新しい新市との間における一つのパイプ役と申しますか、そういった部分の人、そういった人材を新しい市の中で構成委員としてつくり上げていく、設置をするということが必要なのではないかとこのように考えます。新しい新市長のもとで、参謀の役割と申しますか、それと同時に、各旧市町村の地域を結びつけるパイプ役的なものとして、特別副市長、こういった制度を検討していけば、この6市町村の融合がかなりスムーズに図られていく部分というのが存在するのではないかとこのように考えます。

そういった意味で、特別職と申しますか、そういった待遇の中で、といっても未来永劫そのままの形を続けていくということではございません。少なくとも各

地域が融合できるところまで、例えば4年とか、5年とか、そういった期限を切って現町村長でも結構でございますし、各町村から選出していただいた方でも結構ですけれども、そういった集団指導体制的なものをつくっていくことがこの地域の融合のためには必要かというふうに考えます。したがって、特別副市長制と申しますか、そういったものをぜひ検討していただきまして、設置をしていただければよいと思っております。かなりスムーズにこの合併が進んでいくのではないかと考えていますので、先ほど申し上げましたようにこの場でどうこうということではなくて、さまざまな機関の中で検討していただきながら、提起をしていただければよろしいかと考えています。ひとつよろしくお願いをしたいというふうに考えます。次回の会議の中で、組織及び機構の問題が討議されるはずでございますので、その中でもし出していただければ幸いですというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいまのご提案につきましては、この任意合併協議会がその本旨をもってそのような努力をさせていただきたいと思っております。それぞれの市町村がお互いに融和ができるような市町村合併をしなければならない。そういう形で皆さん方お集まりいただいているわけでありまして、この組織につきましては、今後の幹事会、そしてそういった機関の中でいろいろ検討させていただくわけでありまして、いろいろの方策があります。副市長制という提案がありましたけれども、今いろいろな各地域の問題を討議する中で、地域審議会なり、そういったものも当然検討の材料となるわけでありまして、今後につきまして、そういった機関において検討させていただきます。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほどご質問の中で、第3回で組織の関係の協議をするというようなことをご通知を差し上げてあるところでありますが、当面ご通知を差し上げてある組織、機構等につきましては、現在もちろん今お話の組織、機構に関係するわけでありまして、直接的には現在の市役所の事務組織をご協議いただくというようなことで考えておりまして、今後検討していただく項目では、特別職等について改めてご協議をしていただく機会があるわけでありまして、そういう意味で今後特別職等、そこに該当するかどうかも含めまして、協議会の中でご検討いただくというようなことになろうかと思っておりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

議長（木暮治一君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にほかにございませんようですので、お諮りをいたします。

議案第7号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第7号につきましては原案のとおり決定をされました。

議案第8号 合併の期日

議長(木暮治一君) 続きまして、議案第8号 協議項目2「合併の期日に関する事

こと」についてご協議をいただきたいと思

います。事務局より説明をお願いいたし

ます。

事務局長(吉原康之君) 9ページをごらんいただきたいと思

います。議案第8号 協議項目2「合併の期日に関する事

こと」について、次のとおり定めるものであります。末尾に記載のとおり、合併の期日は市町村の合併の特例に関する法律の適用が受けられる期間内とするものであります。

11ページをお願いいたします。これは、議案第8号の参考資料であります。まず、調整の方針であります。議案の説明で申し上げましたとおり、繰り返しのようになりますが、合併の期日は市町村の合併の特例に関する法律の適用が受けられる期間内とするものであります。右側の調整理由、課題であります。やや長いので要旨を申し上げますと、市町村合併が行われます規模の利益、ここではスケールメリットと言っておりますが、そのことによりまして、経費の節減が図られます。しかし、そのような経費の節減をすぐに望むことは難しいことから、合併後の速やかな一体性の確保や公共施設の整備などのために必要となる多額の経費につきましては、合併特例法に定める財政支援措置を活用することが有利であり、そのため合併期日を同法の適用を受けられることができる期限内とするものであります。

次に、現況の欄をごらんいただきたいと思

いますが、期日を定める場合に留意する事項という

意味であります。(1)は、先ほどの調整理由のところでも申し上げましたが、これまでも言われております国による財政支援措置等との関係で、平成17年3月31日のいわゆる合併特例法の失効期限を念頭に置く必要があるということ

わめる必要があるとするものであります。

(4)は、多くの場合合併関係市町村の首長や議会議員の任期は異なりますが、こういったことを初め、特に特例措置や選挙の実施期日などに影響を与えます任期については、十分に配慮する必要があるとするものであります。

(5)は、現在さまざまな事業の分野におきまして、情報化が進んでおりますが、合併期日が決まりますと、それまでの統合のための作業はもちろんであります。その期日を境に一挙に変更作業を行う必要がありますし、日々動いております出納事務についてもそれと類似の対応が必要になります。これらのことも配慮すべきだとするものであります。

(6)は、合併時にどうしても実施しなければならない事務事業あるいは公的な行事の実施ということも予想されますが、これらへの配慮もすべきであるとするものであります。

次に、その右側の2の主な財政支援措置であります。(1)は、地方交付税の額の算定の特例でありまして、合併の日の属する年度及びこれに引き続く10年度は、関係市町村が存続することとして算定をされました交付額の合計を下回らないように算定された額の交付を受けることができ、その後5年間で縮減されるという措置であります。

(2)は、地方債の特例でありまして、市町村建設計画に基づくそういった事業等について、特に必要と認められるものは、合併の日の属する年度及びこれに引き続く10年度に限りまして、充当率95%、元利償還金の70%の交付税措置がある合併特例債を充てることができるという措置であります。

その下の関係法令は、ただいま申し上げた財政措置に係る関係規定の抜粋であります。説明は省略をいたします。

次の13ページをお願いいたします。ここでは、最近の事例から合併の期日につきまして整理をしております。それぞれ記載のとおりであります。右の表にありますように、合併した日と曜日について整理をしております。それぞれ市町村数を挙げておりますが、市町村においては情報化が先ほど申し上げましたように、かなり進んでおりますことから、特にコンピューターシステム関係の統合などを考慮いたしまして、休日を合併の期日に定めたといった例もあるようであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) それでは、事務局の説明が終わりましたので、議案第8号につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

はい。

委員(岩崎幸代君) 1点だけお願いをいたします。

ここに協議事項（１）番の中に、平成17年3月31日に失効するというふうに明記されております。これは、当初からそういう話は聞いておるんですが、最近ここ1カ月ほどの中ではその辺もマスコミ、新聞等によると、いろいろなその辺の期日のあいまいさみたいなものが載っている。その辺のところをここで協議すればこれで決まるんでしょうけれども、その辺のところを事務方とすると、全く当初の17年3月31日をもって失効するということを厳守ここでしているわけなんです。その辺の政府なり、上位機関の方の会見等の公式なコメントみたいなのがあればいいと思うんですが、この協議事項で見ますと、特例債、交付税、これを目当て、財政措置のことを目当てでいく。もう少し各6市町村の住民のコンセンサス、そういうものが何か置き忘れて、事務サイドではいっているのではないかというような感がするものですから、そこら辺を踏まえた中で特例債の期日がこうですとか、そういうものが何かありますれば、お聞かせいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 合併特例法の期限の関係でありまして、先ほどご説明を申し上げましたように、平成17年3月31日までにと、こういう期限があるわけでありまして。現在の整理では、これも先ほどご協議の項目として説明させていただきましたように、平成17年3月31日までに合併をすれば、特例措置が受けられると、こういう話があるわけでありまして。お話にもありましたように、最近地方制度調査会というのが国にあります。ここで出された方針によりますと、この合併特例法の特例措置につきまして、1年程度延期をするという、こういう話が出ております。そういう話を前提にいたしますと、これは年が明けてから国会に上程されて、改めて法律ができるというような、そういう話も聞いておりますが、今のところまだ確定話にはなっておりません。もしその法律がそのとおり施行されますと、基本的には平成18年の3月31日までというふうな期限的にはなるわけでありまして。ただ、地方制度調査会等の説明によりますと、今後手続を進めまして、県知事等への申請が必要になるわけでありまして、その申請の手続が先ほど申し上げましたように平成17年の3月31日までに終了したものに付きまして、平成18年の極端に言うと3月31日までに合併をすればいいと、こういうことになるようであります。

ただ、繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、まだ法律が施行されておりませんので、その辺は今の状況で言いますと、特例措置を受けるために方針としてご協議をいただく平成17年3月31日までに合併をすると、こういう整理しか今のところではできないというようなことであります。

それからもう一つ、住民に対する説明はどうかという、こういう話もありました。これについては、現在各事務レベルでさまざまな検討、調整作業を行ってお

ります。ですから、この協議会の協議事項をさまざまな協議会の中で示すわけ
ありますけれども、そういった協議が進んだ段階の一定の時期に、そういった協
議事項等を含めまして、住民の方には説明をしていくというようなことになろう
かと思しますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議長（木暮治一君） はい。

委員（高橋寿男君） 伊香保の高橋と申します。よろしく、どうぞ。

合併特例債の件でございますが、例えば現在の6カ町村が期限内に合併がなさ
れた場合に、合併特例債の総額はどのくらいの額に上るのか。今現在でおわかり
でしたらご説明をお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 現在の数字を前提に整理をいたした数字がありまして、
これはそういう意味ではかなり大ざっぱな数字ということでお聞きいただきたい
と思ひます。

合併特例債については、まちづくり建設分というのが422.4億円、それから市
町村振興基金造成分というようなことで39.9億円、合計いたしますと462.3億円
というような形であります。ただ、これにつきましては、簡単に言いますと、3
分の1は一般財源でありますので、その辺はそういうことでご理解をいただきた
いと思ひます。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ほかに質問もないようでございますので、お諮り
をいたします。

議案第8号につきましては、原案のとおり決定することでご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり決定をされました。

議案第9号 新市の事務所の位置

議長（木暮治一君） 続きまして、議案第9号 協議項目4「新市の事務所の位置
に関する事」について事務局より説明をいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） 15ページをごらんいただきたいと思ひます。議案第9号
協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」について説明をいたします。

協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」について、次のとおり定める

ものであります。末尾に記載のとおり、新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所とし、他の5町村の庁舎は、支所とするものであります。

17ページをお願いいたします。これは、議案第9号の参考資料であります。まず、調整方針であります。議案の説明で申し上げましたとおり、新市の事務所の位置は、現在の渋川市役所といたしまして、他の5町村の役場庁舎は支所とするものであります。

右の欄をごらんいただきたいと思います。調整理由、課題であります。まず、理由は住民の利便性を考慮して、住民サービスの低下を来さないよう配慮したということであります。

次に、課題であります。行政の効率化を図る上で、管理部門等の一部機能を本庁舎に統合する場合、増築等のために経費が必要となるというものであります。

次に、現況の欄をごらんいただきたいと思います。1の事務所の現況であります。各市町村事務所の現況を整理したものであります。説明は省略いたします。

その表の下にありますように、2の事務所の位置の決定に当たっての理由事項であります。①は住民の利便性に係るものでありまして、交通事情や他の官公署との関係を勘案すべきだというものであります。このことは、地方自治法の規定でもうたわれているところであります。

②は、支所や出張所の設置にかかるものでありまして、これらを設置する場合には、その位置、名称、所管区域など、記載の項目につきまして、これは当然なことではあります。あらかじめ協議をしておく必要があるとするものであります。

③は、事務所及びただいまの支所、出張所、特に事務所につきましては、既存の施設をそのまま使用する場合には、議員及び職員の数が増えるわけでありまして、その対応が必要になるというものであります。

次の④であります。新市新事務所を設置する場合には、新しい事務所を設置する場合には、特に建設そのものはもちろん、旧庁舎の活用等について住民合意が得られる方法を検討する必要があるというものであります。

最後であります。全く新しい場所に事務所を設置する場合には、旧庁舎の活用方法の検討や特に地域住民の合意が得られる方法を検討する必要があるというものであります。

その下に関係法令がありますが、事務所等に係る地方自治法の規定を抜粋したものであります。これについては、説明を省略いたします。

次の19ページをお願いいたします。ここで申しわけありませんが、訂正をお願いいたします。冒頭の記載に「2事務所設置の方式」とありますが、これは「3」でありまして、次の表の先進地事例は「4」となりますので、そういったことで

お聞きいただきたいと思いをします。

冒頭にありますただいま訂正をいただきました3の事務所設置の方式につきましては、それぞれ記載のと通りの整理をしたものであります。まず、表にあります本庁舎方式は、すべての行政機構を本庁に統合いたしまして、旧庁舎は廃止するとするものであります。このメリットとしては、庁舎の管理が効率的に行えるということがあります。また、デメリットには地域によって、役場が遠くなるとか、職員数の増加からその対応のための庁舎の新築、増築といったことが必要となり、そのためにいろいろな経費がかかるなどのことがあります。

次に、その右側になりますが、総合支所方式というものであります。これは今回の調整方針案が採用した方式で、本所に管理部門を統合し、支所に本所に統合した一部の行政機能を除き、6市町村の行政機能をそのまま残す方式であります。メリットとしては、現状とほとんど変わらないため、住民や職員にとって比較的違和感が少ないということが挙げられます。本庁方式に比べ、新たに建物にかかる費用が少ないということがあります。デメリットとしては、職員数が現状と変わらない事務効率化の点で課題がある。そういったことがあります。

次に、一番右側であります。分庁方式であります。総合支所方式において、本所の機能を複数に振り分ける方法で、例えば渋川市役所に管理部門と全般的な行政機能を、例えば子持村に教育委員会、例えば伊香保町には上下水道の部門を、そういった方式であります。これは、本庁方式に比べまして、より現状に近い方式であることから、こういったことがメリットとして挙げられております。デメリットとしては、住民の利便性や管理上非効率的であるなどのことが挙げられます。それから、職員数等に係るものは、先ほどの総合支所方式の場合と同様であります。

その下の4であります。先進地事例を幾つか整理したものであります。上の表の西東京市の例は、比較的大きい都市、田無市と保谷市の合併であります。記載のとおり田無市の方が人口が少なかったわけでありまして、先ほど説明をいたしたいわゆる分庁方式を採用いたしまして、事務所の位置は田無市に、そして旧保谷市役所を保谷庁舎としたわけでありまして、真ん中の例であります。県庁所在地を含む大都市を中心に合併をしたさいたま市の例でありまして、新市の事務所の位置は浦和市に、そして将来的には事務所の位置及び新たな庁舎の建設を検討するとしております。その右側の松任市の例であります。地域の中心市と周辺の小規模町村の合併の事例でありまして、1市2町5村の合併でありましたが、松任市とほかの7町村の人口にはかなりの差が見られたわけでありまして、この場合には松任市に新市の事務所を、他の町村の旧役場が支所にとということにしたということでありまして、今回の調整方針案で示したものと同様であります。総合支所方式と言えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第9号につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、それではお諮りをいたします。

議案第9号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第9号につきましては、原案のとおり決定されました。

議事事項は以上であります。

その他

議長（木暮治一君） 次に、次第の5、その他に移ります。

（1）の次回会議の協議項目について、事務局より説明をお願いいたします。局長。

事務局長（吉原康之君） 21ページをごらんいただきたいと思います。

5、その他、（1）次回会議の協議事項であります。前回協議会の中でお話をいただいたとおり、次回の会議、今回が第2回でありますから、表題にありますように第3回の協議会に諮る協議事項につきまして、その概要をあらかじめ示すことになっておりまして、ここで整理をいたしましたものは、そのための資料であります。

第3回の協議会には、三つの事項を諮ることにしております。は財産の取り扱いについてであります。合併市町村が所有する土地、建物、これは新市に引き継ぐことが原則的な考え方であります。

は、慣行の取り扱いにかかわるものでありまして、本文に記載の市町村憲章を初め、市の木、市の花などの統一等についての協議であります。

は、組織及び機構についてでありまして、先ほど今回の協議事項の事務所の位置に関連をいたしまして、種々説明をいたしましたが、ここでは具体的な事務所の行政組織、機構、支所の事務所などにつきまして協議をしていただきます。次回の協議項目については、以上のとおりであります。現在これらにつきましては、専門部会等におきまして検討中でありまして、実際にはそれらの検討結果を踏まえまして、協議事項に係る議案等を整理し、協議会に提出することになります。

（2）は、次回の協議日程でありまして、次回の会議は記載のとおり平成15年

12月25日、午後2時からプリオパレスで開催することにしております。よろしく
お願いいたしたいと思います。

議長（木暮治一君） それでは、次回会議の協議項目等について説明がありました。
ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。特にございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） それでは、ご了承いただいたということでお願いをいたしま
す。

ただいま特にないようですので、事務局から報告事項がありましたらお願いを
いたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、報告事項ということで、用意をさせていただ
きました資料につきまして、やや事務的な内容の資料ではありますが、説明をさせ
ていただきます。

市町村合併の調査研究資料という資料と一部事務組合の取り扱いに係る疑義事
項に対する県地方課の見解という、そういった資料をお配りしてありますが、そ
れらについてご説明を申し上げたいと思います。

まず、市町村合併の調査研究資料をごらんいただきたいと思います。1ページ
をお願いいたしたいと思います。これは、さきに8市町村の合併後の姿というよ
うなことで、既に資料はお渡ししてあるところでございますが、今回は6市町村
ということで、改めて整理をし直したものであります。各町村の主にこの表は、
決算を中心に整理したものであります。決算値につきましては、単純に合計した
ものでありますから、実際にはかなり異なった姿になるだろうというふうに考え
ております。左から説明いたしますと、まず一番左側であります。数字が2種
類記載してあります。上が平成12年の国勢調査人口で、合併後は8万9,795人と
なりますが、下がことしの3月31日現在の住民基本台帳人口でありまして、8万
8,963人になります。差については、統計のとり方によるものであります。

次に、面積であります。240.42平方キロメートルとなります。職員数であり
ますが、その右側の欄でありまして、780人であります。これは、普通会計にか
かわる職員数と括弧書きしてありますが、例えば水道事業などにかかわる職員に
ついては、除いてあるということでありまして、これは全国の自治体等との比較
に使う数字というようなことで整理をしたものでありまして、そういった内容の
数字であります。

次に、歳入の状況について説明いたしますと、最下段の歳入合計であります。お
よそ378億円であります。一番上の段になりますが、いわゆる自主的な財源で
あります地方税は、比率のところを見ていただきますと、約30%であります。歳
入構造といたしましては、ご承知のようにこの地方税の占める割合が高いほどい

いわけでありまして、一つ飛んで地方交付税について見ていただきますと、26.4%であります。最近三位一体の改革などといったことをよく耳にするわけですが、今後の地方交付税制度の大きな変革が言われる中で、この地方税の歳入総額に占める割合の低い自治体としては、合併後も交付税改革が行われますと、かなり厳しい財政運営を余儀なくされるというふうなことになるわけであります。

次に、歳出であります。中ほどに投資的経費というのがあります。その欄を見ていただきますと、20.1%の比率となっております。歳出構造としては、こういったところの比率が高くて、その他の項目の比率が少ない方が一般的にはいいというふうなことが言われておるわけであります。これは、学校建設あるいは道路、土地区画整理などに係る費用であります。それぞれの内容を簡単に説明いたしますと、一番上の人件費は、職員等の給与であります。扶助費は、生活保護などに係る費用でありまして、次の公債費は借入金の返済に充てる費用であります。一つ飛んで、物件費というのがありますが、各種の事業を進めるために関連をいたしまして、必要になる費用であります。それから補助費等は、いわゆる各種団体などに対する補助金であります。繰出金は、例えば水道事業等あるいは下水道会計などに対するものであります。これらの項目のうち特に人件費から公債費については、削減することがかなり難しい項目でありまして、削減するにしても、かなり計画的に対応する必要があるわけであります。これらを合計いたしますと、最下段であります。およそ364億円となります。

次に、地方債残高の欄があります。およそ6市町村合わせると333億円で、人口1人当たり直しますと、37万4,000円ほどになります。一番右側の積立金がありますが、総額はこの欄の一番上の数字であります。いろんな積立金があるわけですが、その総額であります。およそ83億8,000万円で、内訳は何にでも使える財政調整基金がおよそ27億6,000万円、それから減債基金が4億円、その他特定目的基金がおよそ52億円あります。先ほど申し上げましたように、財政調整基金につきましては、何にでも使えるという弾力的な積立金であります。それから、その下の減債基金は、先ほど申し上げました借入金の返済に充てるための基金であります。

2ページをお願いいたします。2の関係市町村の財政状況であります。(1)の財政概要について冒頭の表であります。6市町村の人口等の状況でありまして、まず人口について見ますと、平成15年の3月31日現在住基人口の欄、これは住民基本台帳人口の意味ですが、最も多いのが渋川市で4万7,784人、次いで赤城村の1万2,575人、子持村の1万2,333人で、最も少ないのは小野上村の2,179人でありまして、合計一番右の欄であります。先ほどの説明のとおりであります。

次に、面積であります。最下段で最も広いのは赤城村の78.29平方キロメートル、次いで渋川市の51.59平方キロ、子持村の40.97平方キロ、最も狭いのが北

橘村の18.89平方キロメートルで、合計は先ほど説明したとおりであります。このページの最下段の表は、ごらんいただきますと、3カ年度の経常収支比率の状況であります。これは、当該市町村の財政構造の弾力性、つまり大ざっぱに言いますと、財政収支のやりくりをいかに柔軟に行えるかどうかということ判断する資料でありまして、市にあっては75%、町村にあっては70%が目安であるとされておりまして、これらを超えるとかなり厳しくなるという、こういう数字であります。関係市町村の状況を見ていただきますと、それぞれかなり厳しい状況にあるということがわかるわけでありまして、一番右側の関係市町村の平均値では92.4%と、現在の関係市町村の財政構造を前提に考えると、合併後もかなり厳しい状況になるということがうかがえるわけであります。

次に、7ページを少し飛びましてごらんいただきたいと思えます。7ページの後段の(8)というのがあります。性質別決算額について整理をしております、この中の人件費を見ますと、総額では渋川市の34億7,434万7,000円を筆頭に、次いで赤城村、子持村で他は記載のとおりでありまして、合計が一番右側の欄であります。73億4,830万5,000円であります。人口1人当たり額を見ますと、伊香保町が最も高く20万4,937円、次いで小野上村の19万4,771円、一番低額なのが北橘村の7万2,010円であります。これが1人当たりで見ますと、合併によって職員数等が減ることによります効率性等を見る資料として使えるわけでありませう。

10ページをお願いいたします。(12)の積立金であります。ここでは積立金を財政調整基金、減債基金、その他の基金に分けて整理をしております。まず、財政調整基金であります。渋川市が9億8,706万5,000円が最も多額でありまして、次いで赤城村の6億571万9,000円で、最も少ないのが北橘村の状況になっております。それから、合計額は一番右の欄であります。27億6,441万2,000円あります。人口1人当たり額では、小野上村の14万3,965円で最も多く、次いで伊香保町の8万5,156円で、最も少ないのが渋川市の2万657円あります。特定の目的にしか使えないものをすべて含めた基金の合計について見ますと、渋川市の29億7,728万9,000円が最も多額でありまして、次いで赤城村の22億7,972万4,000円、最も少ないのが北橘村の3億8,946万8,000円でありました。合計額は、一番右の欄であります。83億7,984万2,000円あります。

それから、地方債残高を見ますと、まず現在高であります。渋川市が最も多額でありまして、188億1,707万7,000円で、次いで子持村の42億7,758万5,000円で、最も少ないのは伊香保町の18億2,439万2,000円で、合計額は一番右側であります。333億3,748万3,000円あります。

11ページをごらんいただきたいと思えます。これは合併後の結果、首長初め、議員などの削減によります経費節減効果であります。表題にありますように、先

ほども説明の中でありましたスケールメリットについて整理をしたものであります。一番左側の上段は、合併前の状況であります。真ん中の欄は、合併後ということで、括弧内にありますように、類似する団体の状況、これは合併後の人口、産業構造などが類似した団体の状況ということであります。最下段は合併前後の差でありまして、ここでは削減効果ということで整理をしております。

まず、(1)の特別職と(2)の議員について見ますと、特別職は24人が4人に、議員は96人が30人に、金額では25億6,700万円が17億9,800万円となりまして、最下段の推定削減効果であります。特別職は20人の削減、議員は66人の削減、金額にいたしまして7億6,900万円削減となります。同様に(3)の職員の状況を見ますと、780人が711人に、金額にいたしまして、50億6,900万円が43億6,600万円に、そして削減効果であります。69人減、金額にいたしまして、7億300万円の削減となります。(4)の物件費は52億3,600万円が34億1,400万円となりまして、18億2,100万円の削減となります。これらをまとめたものが表の下の推定削減効果の合計でありまして、総額では年間約32億9,000万円の削減が可能ということになります。

次のページをお願いいたします。これは、先ほど説明いたしました特別職の詳細について整理をし直したものであります。特に(2)の議員の数をごらんいただきたいと思います。新設合併によって、新しい市をつくる場合、合併特例法による特例を決定いたしますと、定数特例あるいは在任特例の規定を適用されるわけですが、定数特例を決定いたしました右から二つの類似団体の項、下から2段目の括弧の中にあります30の2倍、60人を上限として定数を定め、合併後50日以内に選挙を行うこととなります。また、在任特例を決定いたしますと、合併前の市町村の議員全員が合併後2年以内に限り引き続き在任できると、そういう制度であります。

次に、14ページをお願いいたします。先ほどご質問でお答え申し上げました財政支援措置等の概要であります。これは、各種支援措置と対象事業等を前提に、それに対応する関係6市町村の枠組みで算出をいたしました額を整理したものであります。支援総額は、表外にありますように、先ほど申し上げました起債のほか、支援措置を含めると、約489億円となります。ただ、特例債等につきましては、3分の1は一般財源を持ち出すということがありますので、その辺はそういったことをご理解をいただく方がいいのかなという、そういうことであります。

それから、次の15ページから16ページについては、ただいまの支援措置につきまして、詳細に整理をしたものであります。

18ページをお願いいたします。ここからは、財政支援措置の項目ごとに整理をしたものであります。普通交付税の算定の特例について整理をしたもので

あります。それぞれこれも先ほど説明をいたしましたとおり、合併後に引き続き10年間はここに記載のようなことで特別措置があると、こういうことであります。19ページは、これを6市町村の場合に当てはめるとどうかということで整理をいたしたもので、上の図の町村名のすぐ右側にある数字、93億834万6,000円は、6市町村の現在の普通交付税を単純合計したものでありまして、この算定特例がありませんと、さらに右の下になります。人口規模等類似の団体の普通交付税額が53億8,883万円とありますように、この金額になってしまうことになるわけですが、その上に保障額というのがあります。39億1,951万6,000円ですが、これが特例によって10年間は加えて交付されるというふうなことであります。その右の数字は、11年度目以降の縮減額の状況を整理したものであります。

20ページをお願いいたします。これが先ほどの特例債の関係であります。につきましては、記載のとおり新市建設計画に基づく事業を対象に一定の条件で交付されるものであります。四角の中でありまして、先ほども申し上げましたが、422.4億円という数字がありますが、これが額となるわけであります。

次に、21ページをお願いしたいと思います。これは、合併後の市町村の振興のために仮に基金造成等をするというような場合には、これが対象になる財政措置であります。括弧内のとおり標準金額規模の上限、それから標準基金規模等がありますが、記載のとおり財政支援措置があるわけであります。

22ページをお願いしたいと思います。22ページは(3)であります。市町村合併に係る新たな特別交付税措置であります。条件は特例債と同様であります。期間は3カ年でありまして、記載のとおり冒頭のところにありますように、

からなどに係る事業について措置されるものでありまして、6市町村で試算をすると、四角の点線の中でありまして、記載のとおり8.5億円がその額となる、こういうことであります。

次の23ページをお願いしたいと思います。4の財源措置であります。は臨時的な経費に係る財源措置であります。5年間にわたる措置でありまして、記載の あるいは に係るような経常的な経費につきまして措置されるものであります。6市町村で計算いたしますと、先ほどと同様に点線の四角の中でありまして、5年間の合計で11億円というようなことになるわけであります。

次の24ページをお願いいたします。、 につきましては、特別交付税で措置されるものでありまして、 は電算システムの統一、 は合併協議会の負担金などについて措置されるものであります。次の5の市町村合併推進補助金であります。 は法定合併協議会を構成する市町村に準備に必要な経費に対して一関係市町村につき500万円を上限として補助されるものであります。

25ページをお願いいたします。これは、他の財政措置と同様な条件でありまして、先導的な取り組みを行っている市町村に対して、合併成立年度から3カ年間

を限度に、人口規模等により算出される関係市町村ごとの合計額を上限に補助されるものであります。下の算式によりまして、点線の四角の中のとおり3カ年で7.2億円が上限になるわけでありまして。

26ページをお願いいたします。6は、過疎地域の活性化のための特別措置であります。6市町村の関係では、1行目のいわゆる新過疎法の経過措置によりまして、小野上村がこのページの下の方の四角の中でありまして、過疎事業対策債などの措置が適用されるということでありまして。

27ページの災害復旧等に係る特例については、説明を省略いたします。

次の28ページをお願いいたします。5の枠組みと類似団体及び類似都市との財政比較であります。29ページにわたって整理をしております。これは、6市町村の人口や歳出総額等について単純合計したものでありまして、表題の類似都市等の状況をそれぞれ比較したものであります。6市町村の場合は、単純合計でありますから、歳出総額や地方交付税については、いわゆる平年度ベースではありませんので、それぞれ6市町村の方が類似都市に比較して大きくなっていることがごらんになれると思います。これは、そのような事情によるものであります。

幾つかの項目について見ますと、まず歳出の欄であります。6市町村の枠組みでは364億1,900万円で、その右にあります類似団体の場合には316億2,400万円、そしてさらにその右の類似都市、新発田市の例であります。291億300万円で、先ほどのような事情を考えますと、平年度ベースになりますと、現在の制度が前提であります。歳出規模はおおむねこの両市の額程度になるのではというふうに考えられるわけでありまして。同様に地方交付税について見ますと、枠組みの額が99億9,100万円で、他の両市はそれぞれ62億600万円と67億5,600万円で、平年度ベースではこれらに近い数字になるのではというふうに考えることができます。それから、やや右の下の方にある地方債残高であります。枠組みが333億3,400万円でありまして、その右の類似団体が393億1,900万円、やや低い状況にあります。類似都市新発田市の266億1,800万円よりも多額であります。地方債残高につきましては、各都市の状況を背景としているといったことから考えますと、一概に比較することは難しいところではありますが、6市町村の枠組みの額については、かなりの多額になっているというふうなことが印象としてあるわけでありまして。

30ページをお願いいたします。ここからは事務的なものでありますので、詳細は省略いたしますけれども、現行地方交付税の制度改革が既に行われておりまして、例えば30ページの場合について見ますと、下のところに参考という表がありますが、この段階補正の見直しということにつきましては、人口規模等が上段に整理してありますが、そういった額が既に減額をされているという、こういうこ

とでありまして、31ページ、それから32ページ、33ページにわたりますが、それらにつきましては、現行制度でも既にかんりの地方交付税についての減額が行われているという、そういった資料でありますので、後ほどごらんいただきたいと思ひます。この資料については、以上であります。

次に、一部事務組合の取り扱ひに係る疑義事項について説明をいたします。それでは、1ページをごらんいただきたいと思ひます。これは、県の地方課に渋川市の方で具体的な話が出る前に例の一部組合の関係市町村の離脱について照会をした資料であります。

まず、1でありますが、仮に1としては、A市、B町、C村で一部事務組合を設置している場合に、そのうちのB町、一つが例えばM市に編入される合併についての取り扱ひについてどうかという、そういう照会をしたわけであります。問(1)につきましては、既に行政実例が出ておりまして、この内容の要旨を申し上げますと、関係市町村の協議が調わない限り、先ほどの例のB町の脱退は認められないというような行政実例が出ておりまして、そのB町が脱退を認められないという場合の措置に対して、後段の2行ほどにB町としては知事に対してそこにありますように自治紛争処理委員の調停を求めることができる。そういった例がありまして、これについてどうかというようなことが質問として出たわけあります。その脱退が認められない限り、M市との合併はできないのかと、こういう照会もしたわけあります。回答であります。平成14年の12月の段階ではありましたが、関係市町村のまず協議が調わない限り脱退することができないと、こういうことの回答を得たわけあります。それから、回答の中段のところは、先ほどの自治紛争処理委員による調停の申請であります。その調停の申請は可能である。こういうことあります。それから、最下段であります。財産処分等の協議が必要なわけあります。協議が調わないということは、財産処分等の協議が調っていないということでありまして、知事の廃置分合の処分は、こういったことを考えると、行うことができない。そういう回答であります。

それから、問2であります。これは問1と違ひまして、仮にB町の手続が順調に進んだ場合の話であります。仮にB町がM市と順調に協議が調って加入する場合に、従来のB町の区域について、従来のB町が加入していた一部事務組合とこれまでの事務を共同処理することは問題ないというような、そういう行政実例があるわけあります。これについてこれでいいかという、こういう照会をしたわけあります。県の回答は、これについては可能であると、こういう回答でありました。

それから、次のページをお願いしたいと思ひます。これは、先ごろ新聞紙上等でご承知だと思ひますが、県の総務部長名で各合併協議会長等に出された市町村の廃置分合の決定基準についての通知であります。

3ページをお願いいたします。3ページの決定基準というのがありまして、この決定基準について簡単に触れてみますと、(1)は廃置分合、これは合併等の関係について、それぞれ関係市町村が議会の議決を経た上で内容の一致をした申請でないとうまくないと、こういうことであります。

それから、(2)で財産処分が当然必要になる例が多いわけではありますが、そういったことについても、議会の議決が必要だというようなことであります。この財産処分については、なお書き以降ではありますが、当然一部事務組合の財産処分ということも意味するわけでありまして、そういったものについても、先ほど申し上げたとおり、関係市町村の議会の議決が必要だと、こういうことであります。

それから、(3)は廃置分合によりまして、新たに市を設置する場合でありまして、これはいろんな要件が地方自治法等に定められておるわけではありますが、その要件の関係であります。例えば通常市は人口5万人以上というのがあるわけではありますが、特例でさまざまな規定がありますけれども、そういう規定に基づく要件を備えておく必要があるだろうと、こういうことであります。

(4)、それから(5)、(6)については、それぞれ記載がありますが、これについては説明を省略いたします。

(7)であります。これは先ほど報告いたしました市町村建設計画の作成とその他合併に係る関係市町村間の協議を調べておく必要がある。こういうものであります。

それから、(8)は最下段で一般的な話として、廃置分合が住民の福祉に反せず、地方自治の本旨にもとるものでないことというふうな、そういう基準であります。県はこの辺が一番重要になるだろうという、こういう話をしておるわけでありまして、こういった住民の福祉を前提に合併あるいは事務組合の離脱は進めるべきだというふうな、そういったことを言っておるわけであります。

次のページをお願いいたしたいと思えます。これは、ただいま私が申し上げましたようなものにつきまして、これは前橋市を中心にした合併、富士見村と特に前橋市の関係であります。その問題をめぐる話で、先ほど申し上げました県の基準がそういったことで出されたというニュースでありまして、詳細については説明を省略いたします。

それから、最後の資料をごらんいただきたいと思います。これはただいま申し上げましたように、ややくどくなりますけれども、一部事務組合の離脱の関係で、まず協議が必要だというふうなことが冒頭にあるわけでありまして、この協議が調わない限り、離脱はまず認められないというふうなことであります。それから、この協議が調った後、次の四角の中でありまして、議会の議決が必要でありまして、この議決が得られない限り、これも脱退は認められないという、こう

ということでこれが右出しの記載であります。以下、順調に進んだ場合の手続の流れが整理してありまして、詳細については、説明を省略いたします。

やや長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長（木暮治一君） ただいま合併問題の調査研究資料につきまして、事務局より説明がされました。

この件につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

はい。

委員（高橋寿男君） 市町村合併問題の調査研究資料のページの中で、11ページでございますが、先のことでまだきちんと決まっておらないという状況であるならば、それで結構なんでございますが、現在の時点で議員数、合併前が96人とありまして、合併後が30人とありますが、合併前の全市町村の中の人数を規定されておりますか、どうですか。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほど説明をいたしました12ページをごらんいただきたいと思っております。ここでは触れなかったわけではありますが、真ん中の表に（2）に議員数という表があります。この表の最下段に現員数という数字があります。それで、それぞれ法定数と現員数は整理しておりまして、例えば渋川市の場合の現員数を見ますと22、伊香保町が14、それから小野上村が10、それから子持村が18、赤城村が16、北橋村が16というふうなことで、合計いたしますと96、その右側が法定数でありまして、30というふうなことであります。

以上でよろしくお願いいたしますと思っております。

議長（木暮治一君） よろしいですか。

委員（高橋寿男君） 伊香保町の場合ですが、法定数が14で、現員数が10となっておりますが、これ……

（何事か呼ぶ者あり）

委員（高橋寿男君） ああ、済みません。合併後には、伊香保でしたら伊香保の場合には、議員の数が何人になるのかという、わかんない、まだ。

（「選挙しないと」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかになければ以上をもちまして、本日予定いたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第2回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

お帰り際には、お忘れ物ないよう、また交通事故等に十分お気をつけてお帰りくださるようお願い申し上げます。

なお、入り口の受付にお茶の用意がございますので、お帰り際にはお持ち帰りくださるようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉 会（午後 3 時 4 0 分）

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成15年11月26日

議長 木暮 治一

署名委員 村尾 隆史